

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 25 年 6 月 11 日 (火) 第 8 5 0 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (477) (東部振興課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (478) (福祉保健課) 2 生活保護法による施術者の指定 (479) (〃) 3 生活保護法による医療機関の変更の届出 (480) (〃) 3 生活保護法による介護機関の指定 (481) (〃) 3 生活保護法による介護機関の変更の届出 (482) (〃) 6 指定居宅介護支援事業者の指定 (483) (東部福祉保健事務所) 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (484) (〃) 7 鳥取県景観計画の変更 (485) (景観まちづくり課) 7 大規模小売店舗の変更の届出に対する意見書の提出 (486) (経済産業総室) 8 基本測量の実施 (487) (技術企画課) 8 土砂災害警戒区域の指定 (488) (治山砂防課) 8 土砂災害警戒区域の図面の変更 (2 件) (489・490) (〃) 9 土砂災害特別警戒区域の指定 (491) (〃) 10 土地改良区の役員の就退任 (492) (西部総合事務所農林局) 12 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (493) (会計指導課) 13
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課) 13 平成25年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 14 平成25年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (〃) 18 平成25年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 21
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成24年度の決算の要旨 (地域振興課) 23

告 示

鳥取県告示第477号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年8月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月11日

鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課長 馬 田 浩 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人岩美あくていぶカンパニー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
川口 博樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町大字浦富1041-12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域環境の持続的な改善活動を推進し、もって地域の経済的・社会的発展に寄与することによって、現在危機的な状況にある自然環境の保全、生態系の維持、並びに持続可能な循環型環境社会（サステイナブル・コミュニティ）の構築を目指し、コミュニティ・ビジネスについての研究調査啓発に関する事業等を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
定款の変更

鳥取県告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目108	平成24年7月2日
すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町203	平成25年4月1日
おうちだに薬局	鳥取市大工町頭29	〃

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	訪問看護ステーションに しまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年9月1日
株式会社結	鳥取市的場二 丁目36-1	訪問看護ステーション結	鳥取市的場二丁目36-1	平成25年4月9日

鳥取県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
新海 直	鳥取市津ノ井650	特定非営利法人松風のぞみ治療院	鳥取市津ノ井613	平成25年2月1日
近藤 宏和	鳥取市津ノ井654	〃	〃	〃
香川 博宣	鳥取市福部町湯山11-1	〃	〃	〃
木下 直人	鳥取市若葉台北三丁目6-11	なおと整骨院	鳥取市扇町87	平成25年4月10日

鳥取県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
東部医師会急患診療所	鳥取市富安一丁目58-1	平成25年4月1日

鳥取県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市242	平成25年4月23日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	さとに訪問介護ステーション	鳥取市里仁54-2	訪問介護	平成25年5月1日
株式会社結	鳥取市的場二丁目36-1	訪問看護ステーション結	鳥取市的場二丁目36-1	訪問看護	平成25年4月9日
株式会社ライフケア湯梨浜	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬712-3	訪問看護ステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	〃	〃
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3-1	いずみ薬局	米子市皆生温泉一丁目12-22	居宅療養管理指導	平成25年3月1日
ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目4-2	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	〃	平成25年5月1日
有限会社コトブキ家具店	鳥取市二階町二丁目219	フレッシュプラザなないろ	鳥取市二階町二丁目219	通所介護	平成25年4月15日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	茶話本舗わこうデイサービス末広	米子市末広町227	〃	平成25年4月26日
株式会社つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	デイサービスつむぎ	鳥取市行徳一丁目312	〃	平成25年5月7日
坂口設備工業株式会社	鳥取市古海242-2	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目745	〃	平成25年5月16日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町長山161-1	ショートステイきずな	日吉津村日吉津422	短期入所生活介護	平成25年4月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市242	短期入所療養介護	平成25年4月23日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	特定施設入所者生活介護なんぶ幸朋苑	米子市石井1238	特定施設入居者生活介護	平成25年3月7日
株式会社原商	鳥根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市千代水三丁目36	福祉用具貸与	平成25年4月17日
社会福祉法人中部福祉会	東伯郡北栄町東園331-1	倉吉デイサービスセンターあずま園	倉吉市東巖城町472	認知症対応型通所介護	平成25年4月30日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模多機能型居宅介護施設陽だまりの家かわはら	鳥取市河原町渡一木230-1	小規模多機能型居宅介護	平成25年4月11日

医療法人社団やまもと	米子市車尾一丁目 8-32	グループホームやまもと	米子市観音寺新町一丁目 10-6	認知症対応型共同生活介護	平成25年 4 月 1 日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	グループホーム華つばき	倉吉市中河原 771-1	〃	平成25年 4 月 30 日
社会福祉法人中部福祉会	東伯郡北栄町東園 331-1	倉吉グループホームあずま園	倉吉市東巖城町 472	〃	〃
医療法人厚生会	米子市彦名町 1250	複合型サービス事業所ほんわか茶町	米子市茶町 25	複合型サービス	平成25年 4 月 1 日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ライフケア湯梨浜	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 712-3	訪問看護ステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後 224-1	介護予防訪問看護	平成25年 4 月 9 日
ファーマスクエア株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目 4-2	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町 131-7	介護予防居宅療養管理指導	平成25年 5 月 1 日
有限会社コトブキ家具店	鳥取市二階町二丁目 219	フレッシュプラザなないろ	鳥取市二階町二丁目 219	介護予防通所介護	平成25年 4 月 15 日
株式会社つむぎ	鳥取市行徳一丁目 312	デイサービスつむぎ	鳥取市行徳一丁目 312	〃	平成25年 5 月 7 日
坂口設備工業株式会社	鳥取市古海 242-2	デイサービスふくろう	鳥取市行徳三丁目 745	〃	平成25年 5 月 16 日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市 242	介護予防短期入所療養介護	平成25年 4 月 23 日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	特定施設入所者生活介護なんぶ幸朋苑	米子市石井 1238	介護予防特定施設入居者生活介護	平成25年 3 月 7 日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石 81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市千代水三丁目 36	介護予防福祉用具貸与	平成25年 4 月 17 日
社会福祉法人中部福祉会	東伯郡北栄町東園 331-1	倉吉デイサービスセンターあずま園	倉吉市東巖城町 472	介護予防認知症対応型通所介護	平成25年 4 月 30 日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	グループホーム華つばき	倉吉市中河原 771-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	〃
社会福祉法人中部福祉会	東伯郡北栄町東園 331-1	倉吉グループホームあずま園	倉吉市東巖城町 472	〃	〃

4 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
-----	------------	--------------	---------------	-------

合同会社健康塾	米子市上福原三丁目13-24	ケアプランセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成25年4月1日
---------	----------------	--------------	----------------	-----------

5 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市千代水三丁目36	平成25年4月17日

6 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社原商	島根県松江市宍道町白石81-10	株式会社原商鳥取事業所	鳥取市千代水三丁目36	平成25年4月17日

鳥取県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	米子市錦町一丁目139-3	米子市ふれあいの里地域包括支援センター	米子市錦町一丁目139-3	平成20年4月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問介護事業所よなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目3-3	平成22年11月1日
静和会しらゆき有限会社	鳥取市千代水四丁目43	訪問介護事業所しらゆき	鳥取市千代水四丁目43	平成23年12月13日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	認知症対応型デイサービスセンターよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目3-3	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	米子市錦町一丁目139-3	米子市ふれあいの里地域包括支援センター	米子市錦町一丁目139-3	平成20年4月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問介護事業所よなご幸朋苑	米子市上後藤三丁目3-3	平成22年11月1日

静和会しらゆき有 限会社	鳥取市千代水四丁 目43	訪問介護事業所しらゆき	鳥取市千代水四丁 目43	平成23年12月 13日
社会福祉法人こう ほうえん	境港市誠道町2083	認知症対応型デイサービスセ ンターよなご幸朋苑	米子市上後藤三丁 目3-3	平成24年4月 1日

鳥取県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
にこにこケア株式会社	居宅介護支援事業所にこにこケア	鳥取市桜谷173-21	平成25年6月3日

鳥取県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月11日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
特定非営利活動 法人このゆびと まれ	鳥取市千代 水一丁目37	ヘルパーステー ションこのゆびと まれ	鳥取市江津383-6	居宅介護、重度 訪問介護、行動 援護	平成25年6月 4日
〃	〃	短期入所このゆび とまれ	〃	短期入所	〃
〃	〃	ケアホームこのゆ びとまれ	〃	共同生活介護	〃

鳥取県告示第485号

鳥取県景観計画を変更し、平成25年6月11日以後に景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定により届け出る行為について適用するので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

変更後の鳥取県景観計画に係る計画区域図及び計画書

2 縦覧に供する場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課、東部生活環境事務所建築住宅課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課及び西部総合事務所生活環境局建築住宅課

鳥取県告示第486号

平成25年鳥取県告示203号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したマルイ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見書を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鳥取県公害防止条例等の関係法令等を遵守すること。特に浄化槽の適正管理、夜間騒音や室外機の設置位置等に留意すること。

3 縦覧に供する書類

米子市の意見書

4 縦覧に供する期間

平成25年6月11日から1月間

5 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

鳥取県告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間 平成25年6月28日から平成26年3月31日まで

3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

古仏谷左谷川 (Ⅱ-2-3-6-4)、法楽寺谷川 (Ⅲ-2-3-6-①)、寺谷奥東川 (Ⅲ-2-3-6-②)、寺谷口川 (Ⅲ-2-3-6-③)、桜谷川 (Ⅲ-2-3-6-④)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

今市F地区 (Ⅲ-4185)、今市G地区 (Ⅲ-4186)、今市H地区 (Ⅲ-4187)、法楽寺D地区 (Ⅲ-4190)、法楽寺E地区 (Ⅲ-4191)、法楽寺F地区 (Ⅲ-4192)、法楽寺G地区 (Ⅲ-4193)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第489号

平成20年鳥取県告示第229号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

広木北谷川 (Ⅰ-2-3-6-1)、釜谷川 (Ⅰ-2-3-6-2)、二ツ家東谷川 (Ⅰ-2-3-6-3)、菅白川 (Ⅰ-2-3-6-4)、右奥川 (Ⅰ-2-3-6-5)、水谷谷川 (Ⅰ-2-3-6-6)、鷲峯谷 (Ⅰ-2-3-6-7)、来日谷川 (Ⅰ-2-3-6-8)、宿居谷川 (Ⅰ-2-3-6-9)、尾谷川 (Ⅰ-2-3-6-10)、河内上谷川 (Ⅰ-2-3-6-11)、垣ノ内川 (Ⅰ-2-3-6-12)、矢原西谷川 (Ⅰ-2-3-6-13)、谷奥川 (Ⅰ-2-3-6-14)、岡井谷川 (Ⅰ-2-3-6-15)、奥の谷川 (Ⅰ-2-3-6-16)、へい谷川 (Ⅰ-2-3-6-17)、宮方南谷川 (Ⅰ-2-3-6-18)、河内谷川 (Ⅰ-2-3-6-19)、上野谷川 (Ⅰ-2-3-6-20)、数谷川 (Ⅰ-2-3-6-21)、西下河原谷川 (Ⅰ-2-3-6-22)、滝谷口川 (Ⅰ-2-3-6-24)、大谷川 (Ⅰ-2-3-6-25)、穴谷川 (Ⅰ-2-3-6-26)、二ツ家西谷川 (Ⅱ-2-3-6-1)、御坊谷川 (Ⅱ-2-3-6-2)、古仏谷中谷川 (Ⅱ-2-

－3－6－3）、北谷川（Ⅱ－2－3－6－5）、上早尾川（Ⅱ－2－3－6－7）、荒神前川（Ⅱ－2－3－6－8）、鳥羽谷川（Ⅱ－2－3－6－9）、寺谷奥西平川（Ⅱ－2－3－6－10）、閉野地区（Ⅰ－268）、鬼入道地区（Ⅰ－269）、法楽寺地区（Ⅰ－270）、小畑地区（Ⅰ－271）、水谷地区（Ⅰ－272）、南川地区（Ⅰ－273）、桜馬場地区（Ⅰ－274）、梶掛地区（Ⅰ－275）、重山地区（Ⅰ－276）、岡井地区（Ⅰ－277）、岡木地区（Ⅰ－278）、東中園地区（Ⅰ－279）、宮方地区（Ⅰ－280）、寺町地区（Ⅰ－281）、今市A地区（Ⅰ－283）、今市B地区（Ⅰ－284）、小別所地区（Ⅰ－285）、古仏谷地区（Ⅰ－286）、矢原道ノ下地区（Ⅰ－287）、外尾谷河原A地区（Ⅰ－288）、外尾谷河原B地区（Ⅰ－289）、毛古屋地区（Ⅰ－290）、紙屋条地区（Ⅰ－291）、中村条地区（Ⅰ－292）、上寺河内地区（Ⅰ－294）、河内上条A地区（Ⅰ－295）、西御童河内地区（Ⅰ－296）、河内上条B地区（Ⅰ－297）、西中園地区（Ⅰ－1097）、越路A地区（Ⅰ－1098）、越路B地区（Ⅰ－1099）、今町地区（Ⅰ－1100）、法楽寺地区（Ⅰ－1101）、二ツ家地区（Ⅰ－1102）、岡木B地区（Ⅰ－1253）、今市C地区（Ⅰ－1254）、広木地区（Ⅰ－1255）、小別所B地区（Ⅰ－1256）、小別所C地区（Ⅰ－1257）、鷲峯地区（Ⅰ－1258）、河内地区（Ⅰ－1259）、越路C地区（Ⅰ－1542）、漆原条地区（Ⅰ－人工6）、切部地区（Ⅰ－人工7）、乙亥正地区（Ⅱ－2209）、宮方B地区（Ⅱ－2210）、宮方C地区（Ⅱ－2211）、岡木C地区（Ⅱ－2212）、西中園B地区（Ⅱ－2213）、今市D地区（Ⅱ－2214）、今市E地区（Ⅱ－2215）、広木B地区（Ⅱ－2216）、広木C地区（Ⅱ－2217）、広木D地区（Ⅱ－2218）、法楽寺B地区（Ⅱ－2219）、二ツ家B地区（Ⅱ－2221）、二ツ家C地区（Ⅱ－2222）、二ツ家D地区（Ⅱ－2223）、二ツ家E地区（Ⅱ－2224）、鹿野地区（Ⅱ－2225）、小畑B地区（Ⅱ－2226）、小畑C地区（Ⅱ－2227）、鹿野B地区（Ⅱ－2228）、鷲峯B地区（Ⅱ－2229）、鷲峯C地区（Ⅱ－2230）、鷲峯D地区（Ⅱ－2231）、鷲峯E地区（Ⅱ－2232）、河内B地区（Ⅱ－2233）、河内C地区（Ⅱ－2234）、河内D地区（Ⅱ－2235）、河内E地区（Ⅱ－2236）、河内F地区（Ⅱ－2237）、鹿野C地区（Ⅱ－2238）、岡木D地区（Ⅱ－3581）、鹿野D地区（Ⅲ－4189）

2 変更した年月日 平成25年6月11日

鳥取県告示第490号

平成20年鳥取県告示第793号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

法楽寺C地区（Ⅱ－2220）

2 変更した年月日 平成25年6月11日

鳥取県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

猪子川 (I-1-1-1-56)、広木北谷川 (I-2-3-6-1)、二ツ家東谷川 (I-2-3-6-3)、菅白川 (I-2-3-6-4)、水谷谷川 (I-2-3-6-6)、来日谷川 (I-2-3-6-8)、宿居谷川 (I-2-3-6-9)、尾谷川 (I-2-3-6-10)、河内上谷川 (I-2-3-6-11)、垣ノ内川 (I-2-3-6-12)、矢原西谷川 (I-2-3-6-13)、谷奥川 (I-2-3-6-14)、岡井谷川 (I-2-3-6-15)、宮方南谷川 (I-2-3-6-18)、河内谷川 (I-2-3-6-19)、上野谷川 (I-2-3-6-20)、数谷川 (I-2-3-6-21)、西下河原谷川 (I-2-3-6-22)、御坊谷川 (II-2-3-6-2)、古仏谷左谷川 (II-2-3-6-4)、荒神前川 (II-2-3-6-8)、鳥羽谷川 (II-2-3-6-9)、寺谷奥西平川 (II-2-3-6-10)、法楽寺谷川 (III-2-3-6-①)、寺谷奥東川 (III-2-3-6-②)、寺谷口川 (III-2-3-6-③)、桜谷川 (III-2-3-6-④)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「政令」という。) 第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

閉野地区 (I-268)、鬼入道地区 (I-269)、法楽寺地区 (I-270)、小畑地区 (I-271)、水谷地区 (I-272)、南川地区 (I-273)、桜馬場地区 (I-274)、梶掛地区 (I-275)、重山地区 (I-276)、岡井地区 (I-277)、岡木地区 (I-278)、東中園地区 (I-279)、宮方地区 (I-280)、寺町地区 (I-281)、今市A地区 (I-283)、今市B地区 (I-284)、小別所地区 (I-285)、古仏谷地区 (I-286)、矢原道ノ下地区 (I-287)、外尾谷河原A地区 (I-288)、外尾谷河原B地区 (I-289)、毛古屋地区 (I-290)、紙屋条地区 (I-291)、中村条地区 (I-292)、上寺河内地区 (I-294)、河内上条A地区 (I-295)、西御童河内地区 (I-296)、河内上条B地区 (I-297)、西中園地区 (I-1097)、越路A地区 (I-1098)、越路B地区 (I-1099)、今町地区 (I-1100)、法楽寺地区 (I-1101)、二ツ家地区 (I-1102)、岡木B地区 (I-1253)、今市C地区 (I-1254)、広木地区 (I-1255)、小別所B地区 (I-1256)、小別所C地区 (I-1257)、鷲峯地区 (I-1258)、河内地区 (I-1259)、越路C地区 (I-1542)、漆原条地区 (I-人工6)、切部地区 (I-人工7)、乙亥正地区 (II-2209)、宮方B地区 (II-2210)、宮方C地区 (II-2211)、岡木C地区 (II-2212)、西中園B地区 (II-2213)、今市D地区 (II-2214)、今市E地区 (II-2215)、広木B地区 (II-2216)、広木C地区 (II-2217)、広木D地区 (II-2218)、法楽寺B地区 (II-2219)、法楽寺C地区 (II-2220)、二ツ家B地区 (II-2221)、二ツ家C地区 (II-2222)、二ツ家D地区 (II-2223)、二ツ家E地区 (II-2224)、鹿野地区 (II-2225)、小畑B地区 (II-2226)、小畑C地区 (II-2227)、鹿野B地区 (II-2228)、鷲峯B地区 (II-2229)、鷲峯C地区 (II-2230)、鷲峯D地区 (II-2231)、鷲峯E地区 (II-2232)、河内B地区 (II-2233)、河内C地区 (II-2234)、河内D地区 (II-2235)、河内E地区 (II-2236)、河内F地区 (II-2237)、鹿野C地区 (II-2238)、岡木D地区 (II-3581)、今市F地区 (III-4185)、今市G地区 (III-4186)、今市H地区 (III-4187)、鹿野D地区 (III-4189)、法楽寺D地区 (III-4190)、法楽寺E地区 (III-4191)、法楽寺F地区 (III-4192)、法楽寺G地区 (III-4193)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第492号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年6月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理事	湯原 永 明	米子市諏訪271-1
〃	本 田 勝二郎	米子市諏訪76-2
〃	米 村 幸 雄	米子市諏訪156
〃	石 原 衛	米子市諏訪457
〃	高 橋 和 明	米子市八幡239
〃	田 守 允	米子市八幡477-1
〃	中 谷 勲	米子市福市498
〃	大 森 洋 美	米子市福市740
〃	伊 塚 浩	米子市福市1264
〃	實 繁 瑞 雄	米子市別所683
〃	影 山 護	西伯郡伯耆町大殿497
〃	影 山 一 郎	西伯郡伯耆町大殿646
〃	高 吉 光 正	西伯郡伯耆町大殿155
〃	小 村 博 康	西伯郡伯耆町坂長1689
〃	中 曾 和 好	西伯郡伯耆町坂長909
〃	中 曾 喬 至	西伯郡伯耆町坂長847
〃	宅 野 允 國	西伯郡伯耆町坂長1044-4
〃	岩 田 浩 美	西伯郡南部町諸木82
監事	東 田 哲 和	米子市八幡279-1
〃	山 本 恒 久	米子市福市862-7
〃	福 田 博 幸	西伯郡伯耆町大殿1127

平成25年5月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	湯原 永 明	米子市諏訪619
〃	種 雅 敏	米子市諏訪58
〃	米 村 幸 雄	米子市諏訪156
〃	宮 永 節 幸	米子市諏訪197-1
〃	東 田 哲 和	米子市八幡279-1

〃	内 田 武	米子市八幡662-2
〃	高 田 篤	米子市福市114-2
〃	大 森 洋 美	米子市福市740
〃	伊 塚 定 弘	米子市福市1264
〃	杉 村 正 和	米子市別所1038
〃	影 山 護	西伯郡伯耆町大殿497
〃	影 山 一 郎	西伯郡伯耆町大殿646
〃	福 田 博 幸	西伯郡伯耆町大殿1127
〃	長谷川 彰 寛	西伯郡伯耆町坂長1692
〃	中 曾 和 好	西伯郡伯耆町坂長909
〃	中 曾 喬 至	西伯郡伯耆町坂長847
〃	宅 野 允 國	西伯郡伯耆町坂長1044-4
〃	佐 藤 津 義	西伯郡南部町諸木324
監 事	木 村 明 人	米子市八幡468
〃	大 塚 宏 明	米子市福市753
〃	秋 本 純 一	西伯郡伯耆町大殿1159-1

平成25年5月10日就任 任期4年

鳥取県告示第493号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

平成25年度鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部生産振興課

係長 堀場 智樹

3 委任期間

平成25年6月10日から平成26年1月10日まで

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成25年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事し

ているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成25年8月22日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 平成25年8月23日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (3) 平成25年9月5日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで
米子市柗町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (4) 平成25年9月6日(金) 午前9時30分から午後0時30分まで
米子市柗町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (5) 平成25年9月10日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム3

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県危機管理局消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2(1)及び2(2)の講習については平成25年7月16日(火)から同年8月2日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、2(3)及び2(4)の講習については同年7月22日(月)から同年8月16日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、2(5)の講習については同年7月29日(月)から同年8月23日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に鳥取県危険物保安協会連合会(〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401)に提出すること。(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付する場合は、2(1)及び2(2)の講習については同年8月2日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2(3)及び2(4)の講習については同年8月16日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、2(5)の講習については同年8月23日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

職員に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年6月11日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成25年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度、短大卒業程度)

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	3名程度
土木	2名程度
警察事務	2名程度

保育士	2 名程度
公立学校栄養職員	4 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第 1 次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 一般事務、土木及び保育士

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

(2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

(3) 公立学校栄養職員

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 一般事務、土木及び警察事務 137,100 円

(2) 保育士及び公立学校栄養職員 150,500 円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木

平成 4 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成 26 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 警察事務

平成 2 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

ウ 保育士

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成 26 年 5 月 31 日までにこの登録を受ける見込みの者

エ 公立学校栄養職員

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者

(イ) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成 26 年 3 月 31 日までに当該免許を取得する見込みの者

(2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 26 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(注) 適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

ウ 土木、保育士及び公立学校栄養職員

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成25年 9 月 29 日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町 86

7 第 2 次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第 2 次試験以降の採用候補者発表の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木、保育士及び公立学校栄養職員

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務

人物試験（個別面接）、作文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務、土木、保育士及び公立学校栄養職員

平成25年10月下旬（予定）

イ 警察事務

平成25年11月 1 日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務、土木、保育士及び公立学校栄養職員

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては適性検査を受験し

なかった場合も不合格とする。

イ 土木、保育士及び公立学校栄養職員

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

ウ 土木、保育士及び公立学校栄養職員

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 25 年 10 月 9 日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 25 年 11 月中旬（警察事務は 11 月 29 日（金））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 26 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(1)のウの(イ)、5 の(1)のエの(イ)又は 5 の(2)に定める期日までにこれらに定める受験資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人

事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成25年 8 月 2 日（金）午前 0 時から同月 14 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年 8 月 2 日（金）から同月 19 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年 8 月 19 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、警察事務に係る第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第 1 項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年 6 月 11 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（2 回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	5 名程度
警察官（女性）	1 名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によって

は第 1 次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 2 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額200,400円のほか諸手当が支給される。（採用までに給与改定があった場合はそれによる。）

5 受験資格

昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成26年3月31日までに卒業する見込みのもの。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成25年9月22日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101
米子コンベンションセンター会議室 米子市末広町294

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成25年11月14日（木）及び同月15日（金）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。
なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。
また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成25年10月9日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成25年12月6日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成26年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成25年8月2日（金）午前0時から同月14日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年8月2日（金）から同月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年8月19日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代

- 表) 0857-23-0110) に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年6月11日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成25年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	20名程度
警察官（女性）	3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額159,700円のほか諸手当が支給される。（採用までに給与改定があった場合はそれによる。）

5 受験資格

昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成26年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成25年9月22日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

米子コンベンションセンター会議室 米子市末広町294

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成25年11月5日(火)及び6日(水) (予定)

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験(多肢選択式)には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成25年10月9日(水) (予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成25年11月29日(金) (予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成26年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

- ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法
- イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成25年 8 月 2 日（金）午前 0 時から同月 14 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年 8 月 2 日（金）から同月 19 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年 8 月 19 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第 2 次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第 2 項の規定による報告を行ったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成25年 6 月 11 日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 竹 内 敏 朗

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別		一 般		市町村長	特定消防	任意継続	計
組 合 員 (人)		6,361 (149)		19	721	161	7,262
給 料 月 額 (千円)	長期	2,066,853	(45,511)	11,780	225,766	47,348	2,304,400
	短期	2,069,684	(46,345)	14,138	225,766		2,356,936
一人当たり給料月額(円)	長期	324,925	(305,442)	620,000	313,129	294,086	324,517
	短期	325,370	(311,038)	744,115	313,129		324,557

() は特別職を内書 項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

3 組合職員の数、次のとおりである。 (単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	10	3	27	6	1	47

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分		短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負担金	2,273,274	6,620,070		74,612	129,532				
	掛金	2,332,383	3,462,575			125,226				
	施設収入・商品売上						769,547			
	利息及び配当金	101		66,019	34	63	130	171,705		7
	その他の収入	253,783			32,111	21,100	33,964	9,157	67,108	17,299
	他経理からの繰入				13,791		102,915			
	前年度支払準備金	320,244								
計	5,179,785	10,082,645	66,019	120,548	275,921	906,557	180,862	67,108	17,306	
支 出	給付	2,126,133								
	役員給与				64,300	15,285	290,850	43,649		3,590
	旅費・事務費				4,677	2,097	5,254	5,331	467	1,335
	商品仕入						21,193			
	飲食材料費						184,826			
	委託費				1,577	1,842	9,367	1,522	33	13,819
	支払利息			66,019			7,519	85,501	51,798	
	前期高齢者納付金	1,156,891								
	後期高齢者支援金	765,323								
	老人保健拠出金	151								
	退職者給付拠出金	188,877								
	介護納付金	307,895								
	連合会払込金・連合会拠出金	235,722							2,633	
	その他の支出	46,774	10,082,645		54,335	145,430	396,783	21,169	10,277	775
他経理へ繰入	13,791					102,915				
次年度支払準備金	318,293									
計	5,159,851	10,082,645	66,019	124,890	267,569	915,792	157,172	65,208	19,519	
差引当期利益金又は当期損失金(△)		19,934	0	0	△ 4,342	8,352	△ 9,234	23,690	1,900	△ 2,214

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資 産	流動資産	719,772	916,789	164,408	146,433	291,516	647,437	3,843,954	54,582	28,075
	固定資産			2,672,883	484	136	2,471,622	7,583,126	1,923,827	
	繰延資産									
資 産 合 計		719,772	916,789	2,837,291	146,917	291,651	3,119,059	11,427,080	1,978,409	28,075
負 債	流動負債	220,447	916,789		6,553	14,892	53,265	10,607,781	161	439
	固定負債	318,293		2,837,291	106,162	61,007	493,407	15,367	1,967,169	3,649
	負 債 合 計	538,740	916,789	2,837,291	112,715	75,899	546,672	10,623,148	1,967,330	4,087
純 資 産	資本剰余金						2,503,427			
	利益剰余金	181,032			34,202	215,752	68,960	803,932	11,080	23,988
	純 資 産 合 計	181,032	0	0	34,202	215,752	2,572,387	803,932	11,080	23,988
負 債・純資産合計		719,772	916,789	2,837,291	146,917	291,651	3,119,059	11,427,080	1,978,409	28,075

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。